

通商産業省令第61号)をいい、関係条文としては第68条(粉じんにより絶縁性能等が劣化することによる危険のある場所における施設、第69条(可燃性のガス等により爆発する危険のある場所における施設の禁止)、第70条(腐食性のガス等により絶縁性能等が劣化することによる危険のある場所における施設)が該当する。

第8号

導電率の小さい危険物は、流動摩擦による静電気の蓄積から火花放電を起こし、可燃性蒸気等に引火するおそれがあるため、静電気除去装置を設ける旨について定めている。

静電気除去の方法としては、種々のものがあるが、静電気を発生しやすい危険物を取り扱う設備を接地(アース)する方法が最も一般的である。

静電気による災害が発生するおそれのある危険物としては、特殊引火物、第1石油類、第2石油類が考

えられる。

第9号

危険物を取り扱う配管は、危険物に係る設備、装置等を相互に連結しており、安全確保の面からも重要な位置を占めるものであるため、その材質、強度(耐圧性)、設置方法、防食措置等について規定している。

ア アの「その他の方法」としては、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験がある。

イ 工の「外面の腐食を防止するための措置」とは、地上に設置する場合にあつては、地盤面に接しないようにするとともに、さび止め塗料を用いた塗装等をいう。ただし、水道用亜鉛めっき鋼管、配管用ステンレス管、その他腐食が極めて少ない材質のものについては、さび止め塗装を省略することができ

る。
また、地下に設置する場合にあつては、電氣的腐食のおそれ

のある場所においては塗覆装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては塗覆装又はコーティングによる防食措置が該当する。(危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示昭和49年自治省告示第99号)第3条、第3条の2及び第4条を参照)

ウ オの「当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置」とは、当該接合部分に蓋を有するコンクリート製の箱に収納する等の措置をいう。

なお、容易に点検することができ保護管、トレンチ等内に設けられる配管については、地上に設置する配管と同様に取り扱って差し支えない。

エ カの「上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護する」とは、トレンチ、ピット等内に設置する方法、鉄筋コンクリート舗装による方法等がある。

第10号

アセトアルデヒド及び酸化プロピレンは、引火危険性が非常に高いため、不活性ガス等を封入してタンク等の内部を常に爆発範囲外に保つとともに、銅、マグネシウム、銀及び水銀又はこれらを成分とする合金と反応して爆発性の化合物を形成するので、貯蔵し、又は取り扱う設備はこれらの金属で造つてはならない。

(文責 柿島)

